

## LEXIS 誕生

成 田 博

### 目 次

- . はじめに
- . LEXIS 誕生
- . LEXIS から LexisNexis へ
- . West v. Mead
- . 結語

### I. はじめに

まずは本稿における表記について語るところから始めたい。以下、本稿においては、Mead Data Central, Inc.<sup>1)</sup>によって提供が開始された Computer-Assisted Legal Research System<sup>2)</sup>を 表題にある通り “LEXIS” と表記し、West Publishing Company<sup>3)</sup>によって提供が開始された Computer-Assisted Legal Re-

1) 藤倉皓一郎 = 木下毅 = 高橋一修 = 田島裕 = 田中英夫 = 樋口範雄 = 寺尾美子編『英米法辞典』〔1991年、東京大学出版会〕は、Mead Data Central, Inc. を Mead Data Central Co. と記すが、これは誤りであろう。

2) コンピュータを利用しての文献検索は、Computer-Assisted Legal Research, 略して CALR と呼ばれるが、その表現から明らかなように、これは決して全てをコンピュータがやってくれるもの (Computerized Legal Research) ではない (William G. Harrington, A Brief History of Computer-Assisted Legal Research, 77 Law Library Journal 543 (1985))。もっとも、迂闊なことではあるが、最近、Computer-Aided Legal Research なる表現が存在するを知った。これまた、略記すれば、CALR となるが、このような表現がいつ頃から使われているか、現時点では調べがっていない。

3) West Publishing Company は、1996年、Thomson Corporation によって買収され、West Group と名を変えたが、本稿では、ただ「ウエスト」あるいは「ウエスト社」と表記する。なお、West Publishing Company 買収の経緯については、別途、紹介

search System を“Westlaw”と表記する<sup>4)</sup>。こうしたことを冒頭で注記するのは 2 つの理由による。ひとつは、大文字だけで“LEXIS”あるいは“WESTLAW”と表記する方法と、冒頭の文字だけを大文字で示して、“Lexis”あるいは“Westlaw”と表記する方法、の 2 つが一般的には考えられること、もうひとつは、Mead Data Central, Inc. によって提供が開始された Computer-Assisted Legal Research System は、現在、“LexisNexis”という名称であるということによる<sup>5)</sup>。本稿における表記方法は、既に示した通り、“LEXIS”、“Westlaw”、“LexisNexis”であるが、これは、“LEXIS”あるいは“LexisNexis”、“Westlaw”を提供する会社の表記がそうになっていると考えられることによる。なお、“LEXIS”は、1994 年、名称を“LexisNexis”と変えたが、本稿では、特に区別する必要がない限り、“LEXIS”と表記する。

それで本題であるが、今日、アメリカ法を研究する者で、LEXIS、Westlaw の存在<sup>6)</sup>を知らない者はおそらく皆無であろうし、実際、LEXIS あるいは Westlaw を利用しないでアメリカ法の研究をすることは、その存在に一旦慣れてしまえば、ということであるかも知れないが<sup>7)</sup> 容易でない。

---

する予定である。

- 4) ただし、本稿である文献を引用するに際しては、当該引用文献の表記に従う。
- 5) 本稿後注(60)および、それに対応する本文参照。
- 6) LEXIS, Westlaw において、具体的に、どのようなデータベースが利用可能なかは、LEXIS, Westlaw のリストを見るのが一番簡単である。筆者の手元には、1992 年 9 月 1 日から 1993 年 8 月 31 日までの第 1 回留学時、1999 年 9 月 1 日から 2000 年 8 月 31 日までの第 2 回留学時に入手した両者のリストがあるが(留学先は、2 度ともに Stanford Law School である)、筆者の第 1 回留学時と第 2 回留学時とは、どういう情報が参照できるかのリストの厚さがおよそ違っている。Westlaw Database List, Fall 1992 は 199 頁であるのに対して、Westlaw Database List, July 1999 Edition は 625 頁もある。他方、LEXIS の Library Contents and Alphabetical List 1992 は 276 頁であるのに対して、LEXIS・NEXIS 1999 Directory of Online Services は 572 頁もある。しかも、その中味は今でも増加している。
- 7) 阿川尚之『アメリカン・ロイヤヤーの誕生 ジョージタウン・ロー・スクール留学記』[1986 年、中公新書]66 頁には、ジョージタウン・ロー・スクールでは、「一年生はレクシスの使用を禁止されていて、二百年前から受け継がれてきた検索の方法をしっかりと身につけさせられる」とあるが(筆者が行った先の Stanford Law School でも、従来の文献検索方法を教える科目が 1 年の最初の学期の必修になっていたと記憶するが、1 年生もデータベースを利用していたのではなからうか。拙稿「データベースの利用」東北学院時報 1993 年 5 月 15 日号 3 面参照)、一旦、LEXIS, Westlaw に習熟し、この便利さを体験してしまえば、それがいない状態とい

そういう状況を反映するように，LEXIS, Westlaw の使い方を紹介するものは随分とあって<sup>8)</sup>，筆者が2度の米国留学中に入手したものだけでも，

- [ 1 ] Kathleen M. Carrick, *Lexis: A Legal Research Manual* (1989, Mead Data Central, Inc.)
- [ 2 ] Learning Lexis: *A Handbook for Modern Legal Research* (1992, Mead Data Central)
- [ 3 ] Nancy P. Johnson, *KeyCite; A Guide for Legal Research and Writing Instructors with Sample Exercises* (1997, West Group)
- [ 4 ] Trina Tinglum, *Discovering Westlaw: The Essential Guide* (Sheila Goeken, Ann T. Laughlin, Roberta L. Roban eds., 9th ed., 1999, West Group)
- [ 5 ] Nancy P. Johnson, Robert C. Berring & Thomas A. Woxland, *Winning Research Skills* (4th ed., 1999, West Group)
- [ 6 ] Elaine I. Thompson, *Guide to Law Review and Journal Research* (Ann T. Laughlin, Roberta L. Roban, Anne Kelly Conklin eds., 1999, West Group)
- [ 7 ] Adam Piacente, *LEXIS. COM UNPLUGGED* (1995-1999, Montag Multimedia Publishing Company)
- [ 8 ] LEXIS Publishing, *LEARNING lexis. com* (1999, LEXIS Publishing)

といったものがある<sup>9)</sup>。さらに，近年は，わが国においても，

- [ 9 ] West Group, *Using Westlaw com. 2002 Japanese Edition* [ 2002年, West Group ]

---

うのは考えられない。だから，“[S]tudents rarely return to the library stacks containing case reporters.” というのは ( James H. Wyman, *Freeing the Law: Case Reporter Copyright and the Universal Citation*, 24 Florida State University Law Review 217, at 264 (1996) ), まさにそのとおりである。

8) ここに挙がっている以外の参考文献については，たとえば，Robert C. Berring & Elizabeth A. Edinger, *Finding the Law* 130, n.14 (Eleventh Edition, 1999) を参照されたい。そのほか，CALR だけを扱うものとして，Penny A. Hazelton, *Computer Assisted Legal Research: The Basics* (1993) がある。

9) これらについては，現時点では新版が出ているものがあるかも知れない。

[ 10 ] レクシスネクシス・ジャパン 『Learning LexisNexis』〔2004 年, レクシスネクシス・ジャパン〕

のように, データベースを提供する会社自体によるパンフレットが出てきている。そのほか, LEXIS, Westlaw に関する邦語文献としては,

[ 11 ] 戸村和夫「米国における最近の法的文献探索の動向 Mead Data Central SYSTEM 」情報管理 18 巻 1 号〔1975 年〕【筆者未見】

[ 12 ] 戸村和夫「判例検索システム その動向と問題点 」自由と正義 26 巻 12 号〔1975 年〕10 頁

[ 13 ] 戸村和夫「法律情報検索システムの新展開 LEXIS と WESTLAW を中心に 」びぶろす 30 巻 3 号〔1979 年〕25 頁

[ 14 ] 早川武夫「アメリカにおける法律事務の OA 化の現状 LEXIS と WESTLAW を中心に」NBL 248 号〔1982 年〕15 頁

[ 15 ] 早川武夫「WESTLAW & LEXIS アメリカの二大法律情報検索システム」国際書房・LAW BOOKS; New & Forthcoming Books・New Arrivals (法律書新刊・新着ご案内) No. SL-172〔1984 年 2 月〕背表紙

[ 16 ] 高石義一編著『法律情報検索の現状と課題』〔1985 年, にじゅういち出版〕

[ 17 ] 松浦好治 = 門昇「法情報の理論序説」(1)(2)阪大法学 41 巻 4 号〔1992 年〕1365 頁, 42 巻 1 号 271 頁

[ 18 ] 田島裕『法律情報のオンライン検索』〔1992 年, 丸善〕

[ 19 ] 田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』〔1998 年, 丸善〕

[ 20 ] 小池良次「ウェブ時代に対応するオンラインの巨人 LEXIS-NEXIS」INTERNET magazine 1998 年 5 月号 370 頁

[ 21 ] 加藤敏幸 = 沼田左弥香 = 中田光顕「〔資料〕法律オンラインデータベース LEXIS の利用について」情報研究 (関西大学総合情報学部紀要) 10 号〔1998 年〕83 頁

[ 22 ] 加藤敏幸 = 井上聡子 = 朝倉浩夫 = 土屋博紀「〔資料〕Web 版 LEXIS (法

律オンラインデータベース)の利用について」情報研究(関西大学総合情報学部紀要)15号〔2001年〕95頁

[23] 藤田恵子「lexis.com Legal Research 講習会参加報告」関西大学図書館フォーラム7号〔2002年〕71頁

[24] 石塚利美=高畑亜矢子「LexisNexis オンラインサービスの展開について」神資研(神奈川県資料室研究会)32号〔2002年〕36頁【筆者未見】

などがある。これを見ても、わが国では、LEXIS, Westlaw は相当早くから注目されていたといえることができる。しかるに、LEXIS, Westlaw の由来を詳しく語るものは皆無に近い。しかし、LEXIS, Westlaw の歴史について語る程度に十分時間は経過した。本稿では、このうち、LEXIS について、その生成の歴史を紹介したい。

## II . LEXIS 誕生

LEXIS の生成については、LEXIS の 20 周年を記念して、Mead Data Central, Inc., LEXIS: Twentieth Anniversary 1973-1993 (1993) が刊行され<sup>10)</sup>、30 周年を過ぎた現在、インターネットのホームページ上で、その歴史についての記事 The LexisNexis Timeline が掲載されているが<sup>11)</sup>、そのほかに、実際に LEXIS の誕生に立ち会った Harrington による、Law Library Journal に掲載された論文<sup>12)</sup>

10) 以下、本稿では、これを“LEXIS: Twentieth Anniversary”と記す。なお、同名のビデオもあるはずである。

11) 以下、本稿では、これを“The LexisNexis Timeline”と記す([http://www.lexisnexis.com/anniversary/30th\\_timeline\\_fulltxt.pdf](http://www.lexisnexis.com/anniversary/30th_timeline_fulltxt.pdf))。

12) Harrington, supra note 2, at 543. Harrington・本稿注(2)所掲論文の存在は、既に松浦好治=門昇「法情報の理論序説」(2) 阪大法学 42 巻 1 号 303 頁注(22)において指摘されているが、実際に、その内容の紹介はほんの僅かである。このほか、戸村和夫「判例検索システム その動向と問題点」自由と正義 26 巻 12 号〔1975 年〕10 頁、同「法律情報検索システムの新展開 LEXIS と WESTLAW を中心に」びぶろす 30 巻 3 号〔1979 年〕25 頁は、Harrington, Computer Legal Research, 69 Law & Computer Technology 75 (1971), Harrington, What's Happening in Computer-Assisted Legal Research? 60 American Bar Association Journal 924 (1974) に言及する。

がある。ここでは、それらに依拠しつつ<sup>13)</sup> 紹介をしたい。

ここで、Harrington について簡単に紹介をしておきたい。William G. Harrington は、Marietta College を 1953 年に卒業し、A. B. を取得、1955 年に Duke University を卒業 (M. A.)、1958 年、Ohio State University College Of Law を卒業した (J.D.)<sup>14)</sup>。彼は、後述する OBAR の executive vice-president となったが、1971 年にはこれを辞め、Ohio State Bar Association の counsel となった。その後には、MDC のコンサルタントになってもいる<sup>15)</sup>。Law Library Journal に原稿を執筆した当時 (1985 年) には、コネティカット州コス・コブ (Cos Cob)<sup>16)</sup> で弁護士をしているとあるが<sup>17)</sup>、その先のことはよく分からなかった。

Harrington には、著書・論文として、

[ 25 ] William G. Harrington, Computers and Legal Research, 56 American Bar Association Journal 1145 (1970)

[ 26 ] William G. Harrington, H. Donald Wilson and Robert L. Bennett, The Mead Central System of Computerized Legal Research, 64 Law Library Journal 184 (1971)

[ 27 ] William G. Harrington, Computer Legal Research, 69 Law & Computer Technology 75 (1971)<sup>18)</sup> 【筆者未見】

---

13) そのほか、筆者が、まさに LEXIS, Westlaw の検索によって集めた米国の新聞・雑誌情報を、適宜、加える (確認の日付が 1999 年あるいは 2000 年となっているものは、筆者の第 2 回目の米国留学中に調べたものである。米国留学当時、LEXIS, Westlaw の利用環境が、わが国において、これほど劇的に変化するとは予想していなかった。LEXIS, Westlaw を実際に米国で利用したことのあるアメリカ法研究者の増加 そうした人たちが、帰国後、所属機関に熱心に導入を働きかけたのではないか ということに加えて、法科大学院の新設ということが大きな要因であったと思われる。もっとも、日本の法律の教育に大きく時間を割く法科大学院で、学生がどれほど LEXIS, Westlaw を利用しているかは定かでない)。

14) Harrington, Computers and Legal Research, 56 American Bar Association Journal 1145, at 1146 (1970).

15) Harrington, supra note 2, at 552.

16) 発音というが片仮名表記がこれでよいかは必ずしも自信がない。

17) Harrington, supra note 2, at 543.

18) 同論文の存在は、戸村・本稿注 (12) 所掲論文「判例検索システム その動向と問題点」, 同・本稿注 (12) 所掲論文「法律情報検索システムの新展開 LEXIS と WESTLAW を中心に」が指摘するところであるが、筆者は未見。

- [ 28 ] William G. Harrington, What's Happening in Computer-Assisted Legal Research? 60 American Bar Association Journal 924 (1974)
- [ 29 ] William G. Harrington, A Brief History of Computer-Assisted Legal Research, 77 Law Library Journal 543 (1985)
- [ 30 ] William G. Harrington; The Dow Jones-Irwin Lawyer's Guide to Online Data Bases (edited by Marvin Weinberger with the assistance of Marian Sheeran and the staff of DATABASICS, 1987)

がある。

高石義一編著『法律情報検索の現状と課題』には、コンピュータを利用した文献検索の試みとしていくつかのものが紹介されているが<sup>19)</sup>、その中で LEXIS といくらかの関係を持つのは Harty の研究である。Harty が発表した報告書、論文としては、

- [ 31 ] Eric. W. Springer & John F. Harty, Searching and Collating the Welfare Laws of Pennsylvania by Computer (1962)
- [ 32 ] John F. Harty, Searching Statutory Law by Computer: Interim Report No.1 (1961-1962)
- [ 33 ] John F. Harty, Searching Statutory Law by Computer: Interim Report No.2 (1962)
- [ 34 ] John F. Harty, Searching Statutory Law by Computer: Final Report (1962)
- [ 35 ] John F. Harty, Use of the Computer in Statutory Research and the Legislative Process, in Computers and the Law 48 (Robert P. Bigelow ed., 1966).

---

19) 高石義一編著『法律情報検索の現状と課題』〔1985年、にじゅういち出版〕10 - 13頁, 24 - 30頁。The LexisNexis Timeline は、1945年に発表されたひとつの論文から年表を始めている。法律学におけるコンピュータの利用に関連する初期のものとして、筆者の気付いたものとしては、Wilson, Computer Retrieval of Case Law, 16 Southwestern Law Journal 409 (1962) がある (Peter Nycum, Law and Computers: Overview Update 1975, 68 Law Library Journal 234 (1975) も有益か)。

がある<sup>20)</sup>。

University of Pittsburgh の教授 John Harty は全米 50 州の public health statutes の電子ライブラリーを作った。大学の職員は、これをコンピュータが解読可能なようにデジタル形式に変換した。大学のコンピュータは、すべての制定法を読み取り、サーチコマンドに含めた語句を用いたすべての制定法を特定可能であった。1965 年までに、Harty のチームは、連邦最高裁判所の判例とペンシルヴェニア州の判例をテープに収め始め、このシステムが、かなり長いドキュメントに対応できるかを実地に試し始めた。限られた範囲ではあったが、彼のチームは、外部の弁護士からの検索リクエストを受け入れていた。夜通しでコンピュータは走り、翌日には弁護士にこれまた電話か手紙で伝えられた<sup>21)</sup>。

もうひとつ、別途、同時進行していたのは Ohio State Bar Association の動きである。The Ohio Legal Center Institute なるところがあって、そこは、James F. Young の指揮下で、既にある程度概念、技術の予備的な探索を行っていて、Harty とも連絡をとっていた。1965 年の 11 月、オハイオ州の主要なメンバーが、Ohio Bar Foundation の年次会食で Harty の話を聞き、魅了された<sup>22)</sup>。

1965 年から 1966 年にかけてのオハイオ州弁護士会の会長であった James F. Preston, Jr. は、会長年次報告 (Annual Report of the President) の中で、Electronic Data Research という名のもとに、コンピュータを利用した検索方法の開発について語っている。ただし、そこでは、Legal Ethics, Unauthorized Practice, Continuing Legal Education の問題が “the ordinary course of business” として語られ、そのあとに、major projects としていくつかの話があり、Substantive Field のプロジェクトとして 4 つがあがっていて、最後の 4 番目のプロジェクトとして、Electronic Data Research が論じられている<sup>23)</sup>。

20) 以上の報告書・論文の存在については、1999 年から 2000 年にかけての筆者の米国留学中、Robert Crown Law Library (Stanford Law School) で確認した。

21) 以上、Harrington, supra note 2, at 544. Martin Mayer, *The Lawyers* (1966) の 443 頁以下は、Lexis についての最初期の紹介として貴重である。同書によれば、ペンシルヴェニア州の 75 巻の法令集が、2400 フィートのテープ 4 巻に収まったのだそうである (同書 444 頁)。Harty の研究のその後については、戸村・本稿注 (12) 所掲「法律情報検索システムの新展開 LEXIS と WESTLAW を中心に」26 頁参照。

22) 以上、Harrington, supra note 2, at 545.

1965年11月, William G. Harrington は, Ohio State Bar Association の research counsel になった。1966年の初め, 彼は, ハード・ソフト両面についていろいろ調査を行い, Horty とも会っている。しかし, プロジェクト・サービスが決まるまではどれがいいかということはいえなかった。1966年の終わりになっても概念ははっきりしなかった。弁護士達も, コンピュータに何ができるのかということがよく分かっていなかったということもあって, 実際のところ, 自分たちの欲しているものが本当にどういうものであるのかということはいくは分かっていなかったのである。

そこで, それを明確にすることが最も重要な仕事となった。そして, 最終的にたどり着いたのは, nonindexed, full-text, on-line, interactive の Computer-Assisted Legal Research service であった<sup>24)</sup>。

nonindexed というのは, 裏返して言えば, 単語による検索 word-searching を意味する。索引による検索の不都合な点としては, 索引に自分が探している言葉がないということがある。索引項目 (index topic) に自分の探している言葉がないとき, 一体, どういう見出し語 (heading) のもとで, それに言及している判例を探したらよいかということがある。索引作成 (indexing) というのは, 索引を作る者の判断に依存する。索引をコンスタントに改訂することは実際的ではないし, それが行われたとしても, いつでも後追いでしかない<sup>25)</sup>。word-searching ではそうした問題が除かれることになるが, ここで, 19世紀の数学者 Geoffrey Boole によって開発された数学が利用される<sup>26)</sup>。即ち, 「ブー

23) James F. Preston, Jr., Annual Report of the President, 39 The Ohio Bar 601 (May 23, 1966). James F. Preston Jr. はロー・ファーム Squire, Sanders & Dempsey の senior partner であった。田島裕『法律情報のオンライン検索』[1992年, 丸善] 2頁は, 「1965年にオハイオ州の数人の弁護士が中心になってデータベースを作成し始めた」とするが, これがもしも, 「数人の弁護士有志がヴォランティアに集まって」といった趣旨であるなら, 正確ではないことになる。

24) 以上, Harrington, supra note 2, at 545.

25) 以上, William G. Harrington, The Dow Jones-Irwin Lawyer's Guide to Online Data Bases 7 (edited by Marvin Weinberger with the assistance of Marian Sheeran and the staff of DATABASICS, 1987).

26) Harrington, supra note 25, at 5-7; Nancy P. Johnson, Robert C. Berring & Thomas A. Woxland, Winning Research Skills 4 (Fourth Edition, 1999); Robert C. Berring & Elizabeth A. Edinger, Finding the Law 87-96 (Twelfth Edition, 2005) が Boolean Searching,

ル代数による論理検索では、...各検索者が、当面の問題に特定された、その時々  
の索引 (an ad hoc index specific to the problem at hand) を作るができる」  
わけである<sup>27)</sup>。したがって、このとき、headnotes, digests ではなく<sup>28)</sup>、まさに  
全文 (the full text of legal materials) を対象とすることが可能になるという構  
造になっている。戸村和夫「判例検索システム その動向と問題点」の  
解説を借りれば、全文入力方式の「最大の利点は、原資料が加工、修正などの  
よる人為的な操作を施さず、入力に際し、高度な専門的知識と複雑な処理過  
程をもたないことで、その反面、多額の費用を要するという難点がある。一方、  
部分的要旨による入力方法は、人為的に二次資料としてのインデックス、また  
は要旨を作成するための必要に迫られ、そのため常時高度の知識をもつ専門家  
を確保し、絶えずアップデートに維持しておかなければならないし、作成者  
の主観の介入という危惧がともなう」ということである<sup>29)</sup>。

on-line というのは、インターネット時代の今となっては、特に説明は必要  
ないであろう。interactive というのは「対話式」ということになるが、これま  
た、我々がインターネットで検索をしている場合の絞込み作業は、まさに「対  
話式」あるいは「相互的」であって、今では別に目新しくもないし、解説の必  
要もなくなっているというべきであろう。

以上のようなコンセプトのもと、オハイオ・グループは、Horty のシステム  
を改良するというを最初は考えていたが、やがて、それは無理であること  
が明らかになり、ハードウエア、ソフトウエアの会社を探し始めたものの、多  
くの企業は以上のような話にしりごみし、こうしたサービスの構築を引き受  
けると申し出た会社は数社だけになってしまった。そして、1966 年 12 月まで  
に、唯一、ニュー・ヨークの Central Media Bureau という会社が候補として残  
るだけになった。

---

Boolean Logic の基本的な考え方の紹介をしている。筆者の手元にある邦語文献は、  
坂村健『痛快！コンピュータ学』〔2002 年、集英社文庫〕(単行本は 1999 年刊行)  
だけであるが、その第 4 章がブール代数について解説している。

27) Harrington, supra note 2, at 546.

28) Harrington, supra note 2, at 546.

29) 戸村・本稿注(13)所掲「法律情報検索システムの新展開 LEXIS と WEST-  
LAW を中心に」12 頁。

そして、契約書が作成され、署名をするまであと2週間ほどという段階に至って、そのときの Ohio State Bar Association 会長 Francis L. Dale のところへ、Wall Street Journal でオハイオでの試みに関する記事を見たという Data Corporation 社長 William F. Gorog から電話がかかってきた。Dale の指示で、不承不承 Harrington は、オハイオ州デイトンの郊外ビーヴァー・クリーク (Beaver Creek) へと出かけたのであった。

そのシステムの名前は (Data) Central といって、まさに nonindexed, full-text, on-line, interactive のもので、これは Data Corporation が Air Force (アメリカ空軍) の物資調達契約 (procurement contract) の膨大なファイルを検索するために開発されたものであった。1時間のデモンストレーションを見て、Harrington は、Central Media Bureau との契約は棚上げにして Data Corporation との議論に入るように説得した<sup>30)</sup>。

その後、1967年、資金調達を目的として、非営利法人(not-for-profit corporation)として<sup>31)</sup> Ohio Bar Automated Research (OBAR) という組織が作られた<sup>32)</sup>。James F. Preston Jr. が president に、William G. Harrington が vice-president になった<sup>33)</sup>。こうした経緯・経験から、彼は2度に亘って American Bar Association Journal 誌上にレポートを書いている<sup>34)</sup>。

次はまさに Mead Data Central, Inc. の話であるが、ここではまず、Mead Corporation について語らなければならない。同社は、オハイオ州デイトンを本拠地とする、木材産品 (forest products)、紙 (paper)、印刷 (printing) に関わる会社である<sup>35)</sup>。Mead Corporation は、そのもとをたどれば、1846年創立の Ellis, Chafin & Co. に遡る。そして、同社のパートナーの一人であった Daniel E. Mead が単独のオーナーとなり、1881年に The Mead Paper Company と名称を変えた。

30) 以上、Harrington, supra supra note 2, at 547.

31) Harrington, supra note 25, at 4.

32) これについては、James F. Preston, Jr., OBAR and Mead Data Central System, 64 Law Library Journal 190 (1971) がある。

33) Harrington, supra note 2, at 547-548.

34) Harrington, Computers and Legal Research, 56 American Bar Association Journal 1145 (1970); Harrington, What's Happening in Computer-Assisted Legal Research? 60 American Bar Association Journal 924 (1974).

35) Harrington, supra note 2, at 550.

1905 年に至って、孫の George H. Mead が The Mead Pulp and Paper Company を組織した。1968 年に至って Data Corporation を買収し<sup>36)</sup>、これは、のちに Mead Technology Laboratories と呼ばれるようになった<sup>37)</sup>。

1969 年 8 月、Mead Corporation は、Arther D. Little (ADL)<sup>38)</sup> に市場調査を依頼した。ADL のパートナー H. Donald Wilson はコンサルティング・チームをオハイオに送り、6 ヶ月の調査をした。ADL は、1970 年 2 月、CALR (= computer-assisted legal research) は潜在的に利益の上がるビジネスであるという市場調査の結果を報告した。Mead Corporation は、その勧告を受け入れた。1973 年、前記 (Data) Central の legal research applications を他のものから切り離し、新たな subsidiary を創った<sup>39)</sup>。ここに Mead Data Central が誕生する。初代の社長には Wilson が、副社長には、同調査に加わったニュー・ヨークの弁護士 Jerome S. Rubin が就任した<sup>40)</sup>。

1972 年の末までにオハイオでの市場調査は終わっていて、全国的なマーケティングを待つ段階にあった。しかし、そのためには新しい名称が必要だということになった。ニュー・ヨークのコンサルタント会社の言うには、EXXON のように、1 個が 2 個の X が間に入ると魅力的だということから、LEXIS という名前になったという<sup>41)</sup>。LEXIS について、LEX はラテン語で「法」を意味し、IS は information systems の意であるといわれることがある。実際、Mead Data Central 自体がそのように考えていた形跡があって、

---

36) 買収金額は 600 万ドルであった (LEXIS: Twentieth Anniversary 13)。

37) 以上、<http://www.mead.com/webapp/wcs/stores/servlet/MWAboutUsView?langId=-1&storeId=10051&shopStoreID=10051&catalogId=10006&portfolio=false> による (= 2006 年 8 月 25 日確認)。

38) Arther D. Little については、<http://www.adlittle.com/> 参照。最近、たまたま、ペリー・メーリング (今野浩監訳 = 村井章子訳) 『金融工学者フィッシャー・ブラック』〔2006 年 = 邦訳、日経 BP 社〕を読んでいたところ、「アーサー・D・リトル (ADL) は 1886 年に創設された。世界最古の経営コンサルティングの会社...」という叙述にぶつかった (同書 88 頁)。「ブラック = ショールズ公式」で有名なフィッシャー・ブラックも、一時期、勤めていたことがあるのだそうである。

39) Harrington, *supra* note 2, at 547.

40) 以上、Harrington, *supra* note 2, at 549-550.

41) Harrington, *supra* note 2, at 552.

Mead introduced evidence that its president in 1972 “came up with the name LEXIS based on Lex which was Latin for law and I S for information systems.”

ということが、1989年の裁判で語られている<sup>42)</sup>。しかし、Harrington は、

Although some people assume that word “LEXIS” means “law information service” (“LEX” for law and “IS” for information service), the name is not abbreviation or acronym.”

と明確に書いている<sup>43)</sup>。よって、Harrington の言うところに従うかぎり、LEXIS という言葉には、特に意味があるわけではないことになる<sup>44)</sup>。

顧客の開拓もまた課題であったが、James F. Preston, Jr. が senior partner であったロー・ファーム Squire, Sanders & Dempsey がオハイオ州の最初のクライアントとなった。オハイオ州以外では、Skadden (Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom) がクライアント第1号となった<sup>45)</sup>。こうして LEXIS は、1973年4月2日、市場に登場したのであった<sup>46)</sup>。

42) Mead Data Central, Inc. v. Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc., 875 F.2d 1026, at 1027 (2nd Cir.1989).

43) Harrington, supra note 2, at 552.

44) LEXIS の IS が、information systems と言われたり、information service と言われたりしていたというように、ひとつのものに定まっていなかったとすれば、それは、LEXIS という名称が決まったのちに、人々がそれぞれにその名称を解釈した結果であるという理解が成り立つ。そうであれば、それだけ、Harrington の言うことに分があることになる。

45) Skadden は米国最大のロー・ファームのひとつであるが、LEXIS が導入された1973年当時は、ニュー・ヨークとボストンにオフィスを持つ60人ほどの事務所であった。そのパートナーの一人である Flom が LEXIS 導入時の回想を書いている (Joseph H. Flom, A Client’s Perspective, in LEXIS: Twentieth Anniversary 4)。ちなみに、筆者の2回目の米国留学のとき、Flom 氏がスタンフォードで講演をし、筆者も聴講した。Skadden については、リンカーン・カプラン (村上和夫=横山ユリ訳) 『スカデン 巨大法律事務所の内幕』(1995年、日本経済新聞社)がある。

46) LEXIS: Twentieth Anniversary 16。LEXIS のスタートが、4月1日ではなく、4月2日からであるのは、1973年4月1日が日曜日であったからだと思われる。藤倉 = 木下 = 高橋 = 田島 = 田中 = 樋口 = 寺尾編・本稿注(1)所掲『英米法辞典』は、LEXIS

### III . LEXIS から LexisNexis へ

その後も、LEXIS は順調に発展していった。1975 年には、LEXIS が Law School では無償で利用できるようになった<sup>47)</sup>。1979 年には、Lawyers Cooperative publishing Company の Auto-Cite<sup>48)</sup> が LEXIS で利用可能となった<sup>49)</sup>。Lawyers Cooperative Publishing Company にとってウエスト社は、おおよそ 100 年前からの宿敵というべき存在であって<sup>50)</sup>、これまでになかったアイディアによって、「情報」そのものを商品として提供することでウエスト社の牙城を切り崩そうとしている Mead Data Central は、まさに提携する相手として格好の存在であったことは想像に難くない<sup>51)</sup>。

1980 年には、NEXIS が利用可能となり<sup>52)</sup>、全米 50 州の判例も利用できるようになった<sup>53)</sup>。1982 年には、Mead Data Central の Headquarters が、ニューヨークからデイトンに移った<sup>54)</sup>。

---

のスタートを 1968 年とする。勿論、なにをもってスタートしたというかによって理解は異なってくる可能性があるが、LEXIS の公式記録では、1973 年である。

47) LEXIS: Twentieth Anniversary 16 .

48) レクシスネクシス・ジャパン 『Learning LexisNexis』〔2004 年、レクシスネクシス・ジャパン〕38 頁によれば、これは、「確認・評価ツール」であり、Shepard's と基本的には同じ機能を有するものである。

49) LEXIS: Twentieth Anniversary 16 .

50) 拙稿「ウエスト出版社物語」(3) 書齋の窓 508〔2001 年 10 月〕号 13 頁以下、拙稿「National Reporter System について」東北学院大学法学政治学研究所紀要 10 号〔2002 年〕35 頁以下(特に 51 頁以下)参照。このうち、Lawyers は、1989 年、International Thomson Organization によって買収される(David Owen, Thomson To Buy Legal Publisher For Dollars 810 M, Financial Times, May 3, 1989 = 2000 年 2 月 14 日, LexisNexis によって確認)。同年、Thomson Newspapers, Ltd . と International Thomson Organization が合併して Thomson Corporation ができるが、それは 6 月のことである(Adam Mayers, Thomson firms form industry giant, The Toronto Star, June 3, 1989 = 2000 年 2 月 14 日, LexisNexis によって確認)。既にこの頃から Thomson はウエスト社を最終ターゲットとしていたのではないかと筆者は推測するのである。

51) その後も、Mead Data Central, Inc . の subsidiary と Lawyers Cooperative Publishing Company との提携の話が報道されている(The New York Times, April 16, 1985, Section D; Page 14, Column 5, Company Briefs (= 2006 年 11 月 21 日, LexisNexis によって確認))。

52) Harrington, supra note 2, at 553. The LexisNexis Timeline 3. ただし、その名称が LexisNexis に変わるのはまだ先のことである。

53) The LexisNexis Timeline 3.

1988年には、1897年創業のThe Michie Companyを買収した<sup>55)</sup>。同社が、唯一、制定法を提供している州が多くあり、同社を買収したことによって、州制定法をデータベースに組み込むことが加速した<sup>56)</sup>。50州の法令がLEXISで利用可能になったのは1991年末であった<sup>57)</sup>。いささか時間は前後するかも知れないが、1989年には、100万番目のIDが発行された<sup>58)</sup>。

特筆すべきは、1994年、LEXISがReed Elsevierの傘下に入り<sup>59)</sup>、名前もLexisNexisになったことであろう<sup>60)</sup>。Reed Elsevier PLCは、「英国のReed International P.L.C.とオランダのElsevier NVが50%ずつ出資して設立した合弁会社」で、これがScientific, Legal, Businessの3分野に分かれる。LexisNexis Groupは、「リーガル情報部門における中核を担って」いる、ということである<sup>61)</sup>。CRIV PAGE<sup>62)</sup>では、このLexisNexis Groupは、

54) The LexisNexis Timeline 3.

55) The LexisNexis Timeline 4. 1995年には、Butterworth Legal PublishersとThe Michie Companyが合併して、新会社ができた。もっとも、それは、結局、The Michie Companyと呼ばれている(The LexisNexis Timeline 5)。

56) LEXIS: Twentieth Anniversary 17. 田中英夫＝野田良之＝村上淳一＝藤田勇＝浅井敦『外国法の調べ方』〔1974年、東京大学出版会〕100 - 101頁掲載の表によれば、Michieが州法令集を刊行している州は、アラスカ、メリーランド、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、ヴァージニア、ウエスト・ヴァージニア、ワイオミングの7州である。

57) LEXIS: Twentieth Anniversary 17. 厳密に言えば、コロンビア特別区、プエルトリコ、ヴァージン・アイランドも含まれる。

58) The LexisNexis Timeline 4.

59) Greg Steinmetz & Raju Narisetti, Reed Elsevier Wins Bidding For LEXIS/NEXIS, Wall Street Journal, October 5, 1994, A3 & A10 (マイクロフィルムによって確認)。それによれば、買収のための総額は1.5 million dollarsである。

60) The LexisNexis Timeline 4. LexisNexis Japan K.K., LexisNexis: It's How You Know (パンフレット)の中のYour Indispensable Information Partnerと題するペーパーによる。なお、田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』〔1998年、丸善〕33頁は、「平成9年4月からレキシス・システムの所有者が変わった」とする。平成9年は、西暦で言えば、1997年である。何を根拠としてのことかは定かでない。

61) 以上、LexisNexis Japan K.K., LexisNexis: It's How You Know (パンフレット)の中のYour Indispensable Information Partnerと題するペーパーによる。

62) これについては、拙稿「世界の法情報学はいま Rob Richards, A Legal Publishers' List: Librarians Cooperate to Discern the Corporate Affiliations of U. S. Legal Publishers」法律時報76巻4号〔=通巻942号=2004年4月〕154 - 157頁を参照されたい。

North America Legal Markets  
U.S. Corporate and Federal Materials  
LexisNexis Martindale-Hubbell  
LexisNexis Europe, Africa and Middle East  
LexisNexis Asia Pacific  
LexisNexis Latin America

の 6 つに細分されている<sup>63)</sup>。非常に細かい話であるが、本社の所在地をオハイオ州デイトン (Dayton) と記すものがあるが<sup>64)</sup>、他方、メイミスバーグ (Maimisburg) とするものもある<sup>65)</sup>。

1996 年、Thomson は West Publishing Company の買収<sup>66)</sup>に動いたが、これは LEXIS にも大きな影響を与えずには置かなかった。Thomson によるウエスト社の買収は反トラスト法上の問題を生じ<sup>67)</sup>、

[ 1 ] Federal Titles (10)

U.S. Code Service  
U.S. Reports, L.Ed.  
U.S. Digest  
Manual of Federal Practice, 4th Ed.  
Bankruptcy Law & Practice, 6th Ed.  
Bankruptcy (Epstein, Nickels & White)

---

63) <http://www.aallnet.org/committee/criv/resources/tools/list/> (= 2006 年 8 月 29 日, 確認)

64) たとえば, 本稿注 (54) 参照。

65) Mead Data Central, Inc. v. Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. 事件判決 (本稿注 (42) 参照), 小池良次「ウェブ時代に対応するオンラインの巨人 LEXIS-NEXIS」INTER-NET magazine 1998 年 5 月号 371 頁 (Maimisburg を「メイミスバーグ」と発音するらしいことも同記事による)。地図で見ると, Dayton と Maimisburg とは非常に近い。

66) Steven Lipin and Raju Narisetti, Thomson To Purchase West publishing For \$ 3.43 Billion, Wall Street Journal, February 27, 1996 (= abstract は, 1999 年 12 月 6 日, Lexis-Nexis で確認。オリジナル原稿については, マイクロフィルムで確認)

67) United States v. The Thomson Corp. & West Publishing Company, 949 F. Supp. 907, 909 (DDC., 1996) .

Corbin on Contracts

Insurance Law (Appleman)

Search & Seizure (Thomson)

Ballantine's Law Dictionary

[ 2 ] State Titles (41)

Deering's Annotated California Code

California ADR Practice Guide

California Civil Practice Handbook: Choice Between State and Federal  
Courts

California Civil Trialbook

California Litigation By the Numbers: Court Rules Companion

California Negligence & Settlement

California Products Liability Law & Practice

California Trial

California Tort Law

Modern California Discovery

Colorado Trial Handbook

Trial Handbook for Connecticut Lawyers

Florida Criminal Practice & Procedure

Florida Evidence 2d

Illinois Jurisprudence

Indiana Appellate Handbook 2d

Kentucky Probate PSL

Kentucky Workers' Compensation PSL

Louisiana Code of Evidence--Annotated

Louisiana Successions

Louisiana Workers' Compensation

Annotated Laws of Massachusetts

Massachusetts Corporations PSL

Massachusetts Domestic Relations PSL

Massachusetts Landlord-Tenant Law

Massachusetts Real Estate PSL

Michigan Criminal Law

Michigan Statutes Annotated

Michigan Digest

New Jersey Criminal Procedure

New York Consolidated Laws Service

New York Wills and Trusts

Ohio Family Law

Ohio Probate

Modern Texas Discovery

Texas Civil Pre-Trial Procedure

Texas Trial and Appellate Practice

Washington Trial Handbook

Michigan Law & Practice

New York Estate Administration

Pennsylvania Law Encyclopedia

[ 3 ] On-Line Product (1)

Auto-Cite

の 52 タイトル<sup>68)</sup> が Reed Elsevier に渡った<sup>69)</sup>。

---

68) John E. Morris, How West Was Won, *The American Lawyer*, September 1996, at 73 がタイトルを特定して掲げているが、そこには 52 タイトルとなっているにもかかわらず、53 タイトルあるような記述になっている。これは、1 冊の書名 [California Litigation By the Numbers: Court Rules Companion] を 2 行に分けて、2 冊の書物であるかのごとくに書いてあるからである (単純な校正ミスか、正確な書名の確認を怠ったのかは定かでない)。筆者は、これについて、米国滞在中の 1999 年 11 月 22 日、LexisNexis によって確認したつもりであったが (その時、プリント・アウトしたものが今も手元にある)、今回、本稿を執筆するに当たって改めて調べてみたところ、不可解なことに、その部分が存在しない (現在は、Westlaw では入手可能であるが、LexisNexis では入手できない)。これは、United States v. The Thom-

1997年9月からは、ウェブ経由で LEXIS が利用できるようになった<sup>70)</sup>。そして、この間も Reed Elsevier あるいは LexisNexis Group による企業買収は続いていた。1998年に Reed Elsevier は、Matthew Bender & Company を買収した。また、同年、1996年に Shepard's Citations の半分の権利を既に Times Mirror Company から買い取っていたが<sup>71)</sup>、さらに残り半分の権利を取得し、Shepard's Citations を完全に支配した<sup>72)</sup>。これに伴い、Westlaw においては、もはや Shepard's Citations の利用ができなくなった<sup>73)</sup>。これを受けて、Cite Wars: Shepard's v. KeyCite と題する、両者を比較する記事も発表された<sup>74)</sup>。

「会員制でなく、ウェブで検索 1 回ごとに課金する完全なオープン型のサービスも準備中だ」という記事<sup>75)</sup>が出た 1 年後の 1999 年には、まさにそれが実現し、クレジットカードによる支払いでの利用が可能になった<sup>76)</sup>。

---

son Corp. & West Publishing Company, Civ. Action No. 96-1415 (PLF) (DDC., consent decree entered March 7, 1977) によっても確認できるが、それもまた、2 タイトル [= 2 冊の本と理解していただくことよい] を 1 行に並べて書いてあるところが 2 箇所あって、それを鵜呑みにすることは危険である。なお、Company News; Thomson Reaches Deal with Rival on Legal Publications, The New York Times, January 30, 1997, Section D (1997 WLNR4884947 = 2006年8月24日、Westlaw で確認) も参照されたい。

69) Kelly Browne, Does the Law Governing Public Access to Judicial Opinions Mandate citation Reform? It Depends, 17 (1-2) Legal Reference Services Quarterly 127 n. 21 (1999).

70) <http://www.lexisnexis.com/presscenter/mediakit/history.asp> による (= 2006年8月24日、確認)。ただし、小池・本稿注(65)所掲記事 370 頁は「1997年春」とし、The LexisNexis Timeline 5 では、1996年になっている。

71) The LexisNexis Timeline 5.

72) The LexisNexis Timeline 6. Jenna Ward, Reed Elsevier to Acquire Matthew Bender, Shepard's, The Recorder, April 28, 1998 (= 1999年9月21日、LexisNexis で確認)

73) Barry D. Bayer, Shepard's Citation Service Moving To Lexis-Nexis, Chicago Daily Law Bulletin, November 20, 1998 (= 1999年9月21日、LexisNexis で確認) 同記事には、“The move, which for the first time will make the well-known citation services available to Lexis-Nexis customers in the spring, will mean the end of access to the services through the West Group's Westlaw service on July 2, 1999.” とある。これによって明らかのように、ウエスト社が KeyCite の存在を強調するのは必然的なことなのである。

74) Daryl Teshima, Cite Wars: Shepard's v. KeyCite, Law Office Computing, 58 October/November, 1999. この記事は、その冒頭の頁のレイアウトから Star Wars を真似ているのであるが、両者を比較するについて、Episode から Episode までに分類するという念の入れようである。なお、本稿注(82)参照。

75) 小池・本稿注(65)所掲記事 371 頁。

LexisNexis Group は、1999 年には CD Law, Inc. を、2000 年には Mealey Publications, Inc., CorpAmerica, Inc. を、2001 年には、Book Publishing Company を買収した<sup>77)</sup>。

そして 既に Lexis-Nexis と名前が変わっていた LEXIS は、2003 年 30 周年を迎えた。

ここで、簡単にはあるが、わが国における LEXIS 導入の経緯について記しておきたい。LEXIS のパンフレットによれば<sup>78)</sup>、LEXIS は、1979 年、「日本代理店を通してオンラインデータサービスの販売を開始」した。わが国で LEXIS の代理店となったのは丸善<sup>79)</sup>であった<sup>80)</sup>。しかし、やがて状況は大きく変化した。1994 年には「レクシスネクシス日本事務所の設立」がなされ、1999 年、日本法人・レクシスネクシス・ジャパン株式会社が設立された<sup>81)</sup>。レクシスネクシス・ジャパンは既に法律書出版にも進出していたが、2005 年 11 月には『Lexis 判例速報』、2006 年 1 月には『Lexis 企業法務』という雑誌を創刊した。さらに、2006 年には、「日本法総合データベース」の提供も予定されている。米国で得られたノウハウを基礎にした総合サービスの提供を目指していることは明らかで、急速にわが国の法律出版界（のみならず、法曹界）に激変をもたらすことが予想される。わが国の法律出版界は、世界市場の中に組み込まれたのである。

---

76) The LexisNexis Timeline 7.

77) 以上、The LexisNexis Timeline 7.

78) Lexis Nexis Japan K.K., LexisNexis: It's How You Know (パンフレット) の中の Your Indispensable Information Partner と題するペーパーによる。

79) 1992 年、丸善から刊行された田島・本稿注 (23) 所掲『法律情報のオンライン検索』は、その書名にもかかわらず、LEXIS についての解説のみを行い、Westlaw についての説明を欠いている。

80) 他方、Westlaw の代理店となったのは紀伊國屋書店である。

81) 言うまでもなく、LexisNexis Japan は LexisNexis Asia Pacific の一員である。株式を 100 パーセント保有しているのはエルセビア・サイエンスである (Lexis Nexis Japan K.K., LexisNexis: It's How You Know (パンフレット) の中の Your Indispensable Information Partner と題するペーパーによる)。もっとも、インターネット上のホームページでは、「エルセビア・ジャパン (株) が 100% 株を所有」とある (<http://www.lexis-nexis.co.jp/LNgroup.html> = 2005 年 5 月 20 日、確認)。

#### IV. West v. Mead

以上が、LEXIS 30 年の歴史である。しかし、実を言えば、ひとつだけ、ここまで触れずにきた話がある。それは、LEXIS Star Pagination Feature なるものをめぐるウエスト社との訴訟<sup>82)</sup>である。このことについては、LEXIS 20 年史 (LEXIS: Twentieth Anniversary) にも LEXIS 30 年・年表 (The Lexis Nexis Timeline) にも言及がない。

LEXIS 30 年・年表 (The LexisNexis Timeline) において裁判に関わる事柄として掲げられているのは<sup>83)</sup>、The New York Times Co. v. Tasini 判決<sup>84)</sup>のみである。しかし、LEXIS という名を聞いたときに多くの人が一番先に思い浮かべる訴訟事件は、Mead Data Central, Inc. v. Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. 判決<sup>85)</sup>か、ウエスト社との訴訟ではないかと思われる。

前者・Mead Data Central, Inc. v. Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. 判決について簡単に紹介するなら、1987 年、Toyota Motor Corp. は、Toyota Motor Sales, U.S.A. を通して LEXUS という名の車を発表した。これに対して、Mead Data Central, Inc. は、New York 州の General Business Law 368-d 条・反希釈化 (anti-dilution) の規定に反するとして訴えを提起した<sup>86)</sup>。要するに、LEXUS とい

82) West Publishing Company v. Mead Data Central, Inc., 616 F. Supp. 1571 (D.C. Minn. 1985), aff'd, 799 F. 2d 1219 (8th Cir. 1986), cert. denied, 479 U.S. 1070 (1987). 実を言えば、この判例を紹介したコメントが、Cite Wars という表題を既に使っている (ABA Journal, 78, December 1, 1986)。

83) The LexisNexis Timeline 12.

84) わが国では、牧野和夫「既出版著作物のネット上無断掲載による著作権侵害について フリーランス・ライターの著作権は、Web Site 上に及ぶか」国際商事法務 1998 年 5 月号 540 頁、平野晋「Tasini v. New York Times フリーランス・ライターの著作を雑誌社が許諾なく電子的データベースに転載できないと判断された事例」国際商事法務 1999 年 11 月号 1376 頁、牧野和夫「サイバー法新 50 の Q&A (10)」JCA ジャーナル 2001 年 9 月号 50 頁、無署名「フリーランスの作者者の権利 米国最高裁の 2001 年 6 月 25 日判決」SLN No. 92 [2001. 8. 31]、田中豊「フリーランス・オーサーの著作権とデジタル化についての許諾の要否 New York Times Co. v. Tasini, 121 S. Ct. 2381 (2001) 米国連邦最高裁判所 2001 年 6 月 25 日判決」法律のひろば 2002 年 2 月号 66 頁、がこの判例の紹介をしている。

85) 875 F. 2d 1026, 10 U.S.P.Q. 2d 1961 (1989).

86) 米国において、反希釈化に関する州法の有する意味については、A・R・ミラー = M・H・デーヴィス (松尾悟訳)『アメリカ知的財産法』[1995 年 = 邦訳、木鐸社]

う名称によって、LEXIS の名称が希釈化されるか、ということが問題となったわけである。LEXUS という名称が今も使われていることからして訴訟の結果について特に言う必要はないであろうが、このトヨタとの訴訟は、米国の知的財産（権）法の講義では必ずといっていいほど引かれる判例である<sup>87)</sup>。しかし、LEXIS の歴史の中にあっては、これは「ひとつのエピソード」という感が強い。

これに対して、もうひとつのウエスト社との訴訟は、米国著作権法において見過ごすことのできない事件であって、この訴訟に言及しないのは不自然である。既に紹介したように、Mead Data Central, Inc. は、1973 年、法律データベース Lexis を商業化し、販売を始めた。他方、ウエスト社は、1973 年、National Reporter system の Ultra Microfiche 版を刊行して、そうしたものに力を入れていたところからして、その時点では必ずしも十分に判例の電子情報化ということについての明確な展望を欠いていたのではないかと筆者は推測する<sup>88)</sup>。

しかし、LEXIS に遅れること 2 年、1975 年にはウエスト社もまた法律データベース Westlaw を作り上げ、Computer-Assisted Legal Research の市場に参入した<sup>89)</sup>。ここに、米国における 2 大法律データベースが顔をそろえたことになる。しかし、初期の Westlaw のソフトは、Harrington のいうところによれば、headnotes しか検索できなかった<sup>90)</sup>。それでは LEXIS に対抗できないということから、1978 年、フルテキスト構築を目指した<sup>91)</sup>。けれども、既に紹介した

---

153 頁参照。

87) たとえば、Donald Chisum and Michael A. Jacobs, *Understanding Intellectual Property Law*, § 5E [3] [b] (1992), Paul Goldstein, *Copyright, Patent, Trademark and Related Doctrines; Cases and Materials on the Law of Intellectual Property* 83 (Revised Fifth Edition, 2004). この事件は、わが国においても報道された。1989 年 1 月 4 日付け朝日新聞夕刊, 1989 年 1 月 6 日付け朝日新聞夕刊, 1989 年 3 月 10 日付け朝日新聞朝刊参照 (= 2006 年 8 月 26 日, 聞蔵によって確認)。

88) 拙稿「ウエスト出版社物語」(第 5 回)書齋の窓 2001 年 12 月号 28 - 29 頁。ウエスト社は、Ultra Microfiche 版に投資した金銭を回収できないまま、コンピュータ化への方針転換を余儀なくされたという面も強くあるのではないか。こうした点においては、ウエスト社は、時代の動きに必ずしも敏感ではなかったように思われる。

89) Harrington, *supra* note 2, at 553.

90) Harrington, *supra* note 2, at 553.

91) Harrington, *supra* note 2, at 553. Robert J. Munro et al., *LEXIS v. WESTLAW: An Analysis of Automated Education* 71 *Law Library Journal* 471, 472 (1978), 松浦 = 門・

ように<sup>92)</sup>、1979年、LEXISにおいては、Lawyers Cooperative Publishing CompanyのAuto-Citeの利用が可能になり、ウエスト包囲網が形成されつつあった。こうした背景のもとで本件訴訟が起きるのである。

1985年6月24日、Mead Data Central, Inc. は、LEXISのデータベースに蓄えられている判例のテキストにStar Pagination<sup>93)</sup>を付け加える用意があると発表した。LEXIS Star Pagination Featureと名づけられたこの新しいサービスは、1985年の9月から10月までにはLEXISのユーザーに利用可能となるはずであった。これが利用可能になれば、LEXISの利用者は、ウエストの判例集を実際に手にとってみなくとも、ウエストの判例集の特定の頁を特定し、その頁をLEXISの画面上で確認することができることになるのであった。

Mead Data Central, Inc. のアナウンスメントに対して、このLEXIS Star Pagination Featureは、ウエストの判例集の配列ならびに頁付けに対する不正利用(appropriation)であるとして、ウエストは、Mead Data Central, Inc. を相手取り、訴えを提起した。

その詳細について語るには、本稿と同じだけのスペースを必要とするであろうことから、別稿に譲るしかないが、結論だけを述べれば、第1審、第2審ともにウエスト社が勝った<sup>94)</sup>。しかし、その後、両社は和解するに至る<sup>95)</sup>。New York Timesによれば、Mead Data Centralは、special licensing agreementのもとで、ウエスト社のcitation systemを使うことが認められた。Mead Data Centralからウエスト社への支払い額は開示されなかったが、その額は“tens of millions of dollars”になるのではないかという情報の存在を伝えている<sup>96)</sup>。一体 Mead

本稿注(12)所掲論文(2)阪大法学42巻1号291頁も参照。

92) 本稿注(49)とそれに対応する本文参照。

93) スター・パジネーションについては、拙稿「Parallel CitationとStar Paginationひとつの予備作業」成城法学74号〔2005年〕157頁参照。

94) 本稿注(82)参照。

95) たとえば、Nancy Blodgett, West, Mead Data Central Settle, ABA Journal, September 1, 1988, at 36. PattersonとJoyceは、これについて、双方ともに訴訟を止めたい理由があったとして、非常に説得力のある指摘をしている(Patterson & Joyce, Monopolizing the Law, 36 UCLA Law Review 720, at 722 n. 6 (1989))。

96) 以上、Stephen Labaton, Westlaw And Lexis Near Truce, The New York Times, July 19, 1988, Page5, Column 4による(=2006年11月21日、LexisNexisによって確認)。

Data Central がウエスト社にどれだけの金銭を支払っているのかということについて噂はまちまちであった<sup>97)</sup>。しかし、2000 年になってウエスト社と Mead Data Central の和解の内容が明らかになった。それによれば、毎年、LEXIS は、ウエスト社に対して 300 万ドルの fee を支払うという約束であったという<sup>98)</sup>。

この訴訟のもたらした波紋は大きく、Citation Reform の動き<sup>99)</sup>に代表される「ウエスト離れ」を引き起こした。

## V. 結 語

West v. Mead 判決は、単に LEXIS の歴史においてのみ あるいは LEXIS と Westlaw との関係においてのみ 意味を持つ話であるだけでなく、100 年に亘って米国の法律出版界にウエスト社が君臨してきた構図が崩れるひとつの分岐点になった判例であると考えられる。LEXIS は、判例・法令等、法律に関わる情報の電子化の魁であっただけでなく、ウエスト社による米国法律出版界の支配が崩壊するきっかけを作ったという点でも十分に歴史に残る存在であるというべきなのである。そうであるとすれば、やはり West v. Mead 判決に言及せずには LEXIS 30 年の歴史を語ったことにはならない、と筆者は考える。

(なりた・ひろし = 本学教授)

【付記】 本稿は、「成城大学特別研究助成金」に基づく研究 = 「情報としての法 情報化社会における法の変容とその評価」(研究代表・若松良樹教授) = の研究成果の一部である。

---

97) Morris, supra note 68, at 73 (= 1999 年 11 月 22 日, LexisNexis によって確認)

98) Thomas Scheffey, West-Lexis Secret Pact Unshrouded, Connecticut Law Tribune, April 5, 2000 (= 2006 年 12 月 12 日, [http://www.law.com/jsp/newswire\\_article.jsp?id=1015973972672](http://www.law.com/jsp/newswire_article.jsp?id=1015973972672) によって確認).

99) 本稿注 (93) 所掲拙稿参照。